重 要 事 項 説 明 書

作成日　令和　　年　　月　　日

１．事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人七飯町社会福祉協議会
会長名	伊藤　千惠子
所在地	亀田郡七飯町字中野２１０－２ ひだまりの家１　℡　０１３８－６６－３３５３ ひだまりの家２　℡　０１３８－６５－４９３３
グループホーム名	七飯町グループホームひだまりの家
利用定員	１８名
グループホームの理念	「住み慣れた町で、安らぎと喜びのある日々を、その人らしく過ごしていただくために、その人の思いを大切にし、今までの生活習慣を変えることなく穏やかに安心して、みんなで助け合って暮らせるよう援助します」
運営方針	利用者及びその家族のニーズを的確に把握し、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで、日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
管理者	ひだまりの家１　和田　恵美子 ひだまりの家２　鳴海　文義
交通機関	国道５号線　大中山農協前　｝徒歩15分 ＪＲ大中山駅　｝
建物概要	土地建物の所有　七飯町 建物の構造　木造 広さ　敷地面積　１、２２９．８６㎡ 床面積　６４２．１５㎡ 居室の広さ　１０．９㎡

※外回り空間・・約４０坪　園芸用　野菜用

２．協力医療機関等

下記の医療の協力をいただき、利用者の状態急変時には速やかに対応をお願いしています。

・内科、消化器科：宮村内科医院　宮村　拓郎　医師
・精神科　：なるかわ病院　藤嵜　泰利　医師
・歯科　：ななえ山本歯科　山本　篤　医師

３．医療連携体制について

・急性期における医師や医療機関との連携体制を確立し、看護師による２４時間連絡体制を確保します。

４．地域との連携について

・利用者、家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置します。２月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けます。また運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表します。
事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。また、事業所に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

５．防犯、防災避難設備等
・防災設備：自動火災報知器・誘導灯・火災通報装置器・消火器・スプリンクラー
・防災訓練：年　２　回

６．損害賠償責任保険：日本興亜損害保険株式会社

７．緊急対応
・利用者の心身異常状態時は利用開始時の家族との連携を図りながら医療機関の指示による。
・防災時は管理者より速やかに関係職員、関係機関に連絡します。

８．要望、苦情等の相談
・当事業所相談窓口　所在地：亀田郡七飯町字中野２１０－２
七飯町グループホーム　ひだまりの家
ひだまり１管理者　和田　恵美子
TEL　０１３８－６６－３３５３
ひだまり２管理者　鳴海　文義
TEL　０１３８－６５－４９３３
・七飯町役場　所在地：亀田郡七飯町本町６丁目１－１
七飯町保健福祉課
TEL　０１３８－６５－２５１１
・国保連　所在地：札幌市中央区南２条西１４丁目　国保会館
北海道国民健康保険団体連合会
総務部介護保険課企画苦情係
TEL　０１１－２３１－５１６１（内線　６１１１）

※　ご本人やご家族より苦情を頂いた場合、管理者（専従職員）は直ちに詳しく事情を聞き速やかに対処します。（対応内容については、別紙のとおり）また、事故が発生した場合は、家族・市町村・主治医・協力医等関係機関に連絡し、速やかに必要な措置を講じます。
苦情や発生した事故については、受付日（発生日）・内容等を記録し再発防止に努めます。又ご本人、代理人、成年後見人の希望があれば、記録を開示いたします。
以上の苦情や事故については、すべて七飯町社会福祉協議会（本部）へ報告し、市町村または国民健康保険団体連合会からの指導及び助言を受けた場合は、書面にて報告いたします。

苦　情　相　談　の　対　応

ご相談

調査結果及び対応　　↑　　↓　サービスに関する苦情

の結果を報告

苦情に対する調査

苦情受付担当者
和田　恵美子
鳴海　文義

→
←

介護従業者等

調査結果報告

指導　　↑　　↓

苦情内容の調査及び

対応の結果を報告

七飯町社会福祉協議会

９．秘密保持

・業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を厳守すると同時に外部に漏らすことはありません。

１０．職員の勤務体制

・ひだまりの家　１管理者：兼務　１（介護福祉士）
・ひだまりの家　２管理者：兼務　１（介護福祉士）
・ひだまり１、２介護計画作成担当者　：兼務　１名（介護支援専門員・介護福祉士）
・介護従事者　：専従　８名　臨時専従　２名
・調理　：５名（兼務含む）
・看護師　：兼務　２名
・昼間体制　：３～４人（８：３０～１７：１５）
・夜間体制　：２ユニット合算（常勤換算）３人　（１６：００～９：００）

１１．グループホーム利用にあたっての留意事項

・面会は、９：００～１８：００までですがそれ以外ご希望の方は申し出てください。
・外出、外泊は原則として自由ですが、状態の優れない時は中止もありますのでご相談下さい。
・食事１ヶ月 47，000 円と設定されていますが、外泊時のみ１日 1，560 円と換算し、（内訳　朝 400 円、昼 500 円、夕 500 円、おやつ 160 円）引かせていただきます。
・所持品は入居前にご相談下さい。私物台帳に記入します。
（所持品には氏名をご記入して下さい。）
・お小遣いは受診料の支払い、外出時の買物などです。
（原則としてグループホームで保管します。毎月の出納記録と領収書の確認をさせていただきます。）

１２，サービス及び利用等

・保険給付サービス
食事・排泄・入浴（清拭）着脱の介助等の日常生活の世話、日常生活の中での機能訓練・健康管理・相談・援助等上記については包括的に提供され、下記の表による要介護別に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。但し、入居後 30 日に限り下記金額に割増になります。

・保険対象外サービス
グループホーム利用にあたっての留意事項による各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。

※上記の利用の件については、各サービスについて細かな金額を指定した出納記録によります。
※初期加算については１日３０単位
入居後 30 日に限って上記施設サービス費に１日につき３０単位加算されます。
※医療連携体制加算については、１日５７単位加算されます。
※サービス提供加算Ⅰ１については、１日２２単位加算されます。
※夜間支援体制加算については、１日２５単位が加算されます。
※介護職員処遇改善加算については、介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位に

１８．６％の加算率を乗じ、「介護職員処遇改善加算Ⅰ」として加算されます。

※入院時費用については、入院時に、１日２４６単位、１か月に６日を限度とし、加算され

ます。

※協力医療連携加算について、月に１００単位加算されます。

※退所時情報提供加算について、１回につき２５０単位加算されます。

１３．介護報酬自己負担

介護保険給付の自己負担額（1 日あたり）

介護度	基本単位	利用料	利用者負担		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 2	749	7,490 円	749 円	1,498 円	2,247 円
要介護 1	753	7,530 円	753 円	1,506 円	2,259 円
要介護 2	788	7,880 円	788 円	1,576 円	2,364 円
要介護 3	812	8,120 円	812 円	1,624 円	2,436 円
要介護 4	828	8,280 円	828 円	1,656 円	2,484 円
要介護 5	845	8,450 円	845 円	1,690 円	2,535 円

１４．基本料金

室料　　３８，０００円

光熱水費　　２３，０００円

暖房費　　１２，０００円（１０月～４月）

食費　　４７，０００円（1 日あたり　１，５６０円）

＊生保の方

室料　　支給上限　２５，０００円

光熱費　　１７，０００円

暖房費　　８，０００円（１０月～４月）

食費　　４０，０００円（1 日あたり　１，３００円）

１５．その他

・理美容：[ヘアサロンよしだ]

女性カット２，５００円（顔そり含む）

男性カット３，０００円

[やすらぎの手]

カット　　１，８００円（顔そり含む）

・おむつ代：実費支払いです。

・インフルエンザ予防接種料：インフルエンザ希望される場合実費支払いです。

・洗濯物他：私物品を業者に依頼された場合や、希望する化粧品等は実費で支払わせていただきます。

・テレビ持込料　月　５００円

説明年月日　令和　　年　　月　　日

（事業者）ホーム名　　七飯町グループホームひだまりの家
住　　所　　亀田郡七飯町字中野２１０－２
説明者名　　印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

（利用者）
住　所
氏　名　　印

（利用者代理人）
住　所
氏　名　　印

（身元引受人）
住　所
氏　名　　印